

教育に関する大綱について

令和8年1月15日 第1回策定委員会資料

➤ 教育大綱

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（政府が定める教育振興に係る基本的な計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3

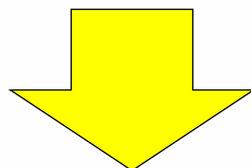
➤ 教育大綱と教育振興基本計画

「教育振興基本計画等を定めている場合は、総合教育会議において協議・調整をすることにより、教育振興基本計画をもって「大綱」に代えることが可能」

平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長通知

次期長野市教育振興基本計画

教育振興基本計画をもって大綱に代えるため、
総合教育会議での意見等を踏まえて計画を策定



第四次 長野市教育振興基本計画 (長野市教育大綱)

期間：令和9年度から令和13年度まで

対象：教育委員会が所管する施策

策定に当たって

① 参酌すべき計画

(国)第4期教育振興基本計画（令和5～9年度）

長野県第4次教育振興基本計画（令和5～9年度）

② 対象とする施策

教育の他、学術、文化、スポーツも大綱の対象となるが、大綱は、地域の
実情に応じて策定するものであり、必ずしも網羅的に記載される必要はない。

⇒こども未来部、観光文化部、スポーツ部による各計画の策定